○公益財団法人かずさＤＮＡ研究所基本財産運用規程

平成25年３月13日公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第１号

公益財団法人かずさＤＮＡ研究所基本財産運用規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人かずさＤＮＡ研究所（以下「財団」という。）の基本財産の運用に関し必要な事項を定めることにより、基本財産の安全で確実な管理を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「基本財産」とは、財団の財産目録に記載の基本財産及び特定資産をいう。

（理事長の責務）

第３条　理事長は基本財産の運用に当たって、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、財団のために法令及び定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

２　理事長は、基本財産の迅速かつ適切な運用を図るため、事務局長に運用の補佐を命じることができる。

（運用方法）

第４条　基本財産の運用に当たっては、資金運用計画を策定の上、円建てで元本が保証される安全で確実な次の方法により行うものとする。

（１）　円建て預貯金（決済性普通預金及び当座預金を除く。）

（２）　地方債

（３）　日本国債

（４）　日本国政府保証債

２　この規程による基本財産の帳簿価格合計の25％を超えて、償還期限が10年を超える債権等を取得してはならない。

（運用手続）

第５条　理事長は、基本財産を運用しようとするときは、あらかじめ公益財団法人かずさＤＮＡ研究所経営会議規程（平成23年公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第２号）に基づく経営会議に諮り、その承認を得なければならない。

２　前項における承認の内容及び過程については、書面により記録し、適切に保存しなければならない。

（報告）

第６条　理事長は、基本財産の運用をしたときは、運用した日後最初の理事会及び評議員会にその内容を報告しなければならない。

２　理事長は、毎会計年度末における基本財産の運用状況を検証の上、当該内容について当該会計年度に係る決算に関する理事会及び評議員会に報告しなければならない。

（情報の収集等）

第７条　事務局長は、財団が保有する有価証券等に関する情報を常に把握するとともに基本財産の管理及び運用のため必要な情報の収集に努めなければならない。

２　事務局長は、必要があると認めるときは、前項の規定により収集した情報を経営会議に報告するものとする。

（意見の聴取）

第８条　この規程の施行以前に第４条第１項各号で定める以外の方法で運用している基本財産については、第６条第２項で定める検証の際に、理事長は外部専門家等の助言を受けなければならない。また、このほか基本財産の保全のため必要があると認められるときは、同様に助言を受けるものとする。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行わなければならない。

附　則

この規程は、平成25年３月13日から施行する。

○公益財団法人かずさＤＮＡ研究所における公的資金等の取扱いに関する規程

平成19年10月16日公益財団法人かずさＤＮＡ研究所規程第３号

改正

平成22年４月１日改正
平成24年４月１日改正
平成27年４月１日改正
平成29年６月13日改正
令和４年９月８日改正
令和４年12月15日改正

公益財団法人かずさＤＮＡ研究所における公的資金等の取扱いに関する規程

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　組織（第４条―第６条）
第３章　適正な管理運営（第７条―第11条）
第４章　外部への公表（第12条）
第５章　窓口の設置（第13条）
第６章　補則（第14条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　公益財団法人かずさＤＮＡ研究所（以下「研究所」という。）における公的資金等（以下「公的資金等」という。）の取扱いに関して、役員、研究職員及び事務職員（以下「職員等」という。）が各々の職務、権限及び責任を認識し、適正に運営及び管理をするために必要な事項を定めるものとする。

２　公的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合及び研究所が別に定める場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、「公的資金等」とは次に掲げるものをいう。なお、千葉県から交付される補助金等についても公的資金等に準じて取り扱うものとする。

（１）　研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金（個人の研究者に対する補助金と研究所に対する補助金のいずれも含む。）

（２）　資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者・グループ（以下「研究者等」という。）を募り、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者等の所属機関の間で研究の委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）及び資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金

（職員等の意識向上）

第３条　職員等は、公的資金等が国民の税金等を原資としていることを常に認識し、適正に執行に努めるものとする。

第２章　組織

（公的資金等最高管理責任者）

第４条　研究所に、研究所全体を統括し、公的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとして公的資金等最高管理責任者を置き、理事長を充てる。

（公的資金等統括管理責任者）

第５条　研究所に、公的資金等最高管理責任者を補佐し、公的資金等の運営・管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として公的資金等統括管理責任者を置き、所長を充てる。

（コンプライアンス推進責任者）

第６条　研究所にコンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行モニタリング・改善指導の役割を担う者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長を充てる。

２　前項のコンプライアンス推進責任者をサポートする者として、コンプライアンス副責任者を置き、企画管理部長、研究部長を充てる。

第３章　適正な管理運営

（公的資金等の適正な運営及び管理）

第７条　公的資金等は、次条で策定する不正防止計画を踏まえ、適正に管理運営するものとする。

２　前項の目標を達成するため、特に物品の発注・納品体制、雇用、職員等の出張等に関しては適正な取扱いに留意するものとする。

（不正防止計画）

第８条　公的資金等最高管理責任者は、業者等の不正な取引等様々な不正発生要因の把握及び、状況改善に資するため不正防止計画を策定する。

２　不正防止対策部署を企画管理部総務課とする。

（内部監査体制の構築）

第９条　公的資金等最高管理責任者は、公的資金等の適正な管理のため、定期的な内部監査を行うものとする。

２　内部監査部署を企画管理部財務企画課とし、不正防止計画対策部署、外部監査法人や監事と連携をしながら監査を行うものとする。

３　監査員は、監査結果を理事長に報告するものとする。

（職員等の教育、啓発活動）

第10条　公的資金等の運営・管理に関わる全ての職員等は、コンプライアンス教育として、ｅ－ラーニングを活用した教育訓練を定期的に受講するとともに修了証及び誓約書（様式第１号）を提出するものとする。

２　コンプライアンス推進責任者は、他機関等の過去に起きた不正事例及びその措置が掲載された内容等を、会合、メール等で周知するなど、不正防止に向けた啓発活動を行う。

（公的資金等の申請）

第11条　職員等は、公的資金等の応募をする際には、公的資金等応募申請届（様式第２号）を提出するものとする。

第４章　外部への公表

（外部への公表）

第12条　公的資金等最高管理責任者は、本規程に基づく事項について積極的な公表に努めるものとする。

第５章　窓口の設置

（窓口の設置）

第13条　効率的な研究遂行の適切な支援のため、公的資金等の使用及び事務処理手続に関する研究所内外からの相談窓口は、企画管理部事業推進課長とする。

２　公的資金の不正等に係る研究所内外からの通報窓口は、企画管理部総務課長とする。

３　コンプライアンスに関する担当窓口を企画管理部事業推進課長とする。

第６章　補足

（雑則）

第14条　本規程に係る事務は企画管理部事業推進課で所掌する。

２　この規程に定めるもののほか、公的資金等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附　則（平成22年４月１日改正）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日改正）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年６月13日改正）

この規程は、平成29年６月13日から施行する。

附　則（令和４年９月８日改正）

この規程は、令和４年９月８日から施行する。

附　則（令和４年12月15日改正）

この規程は、令和４年12月15日から施行する。